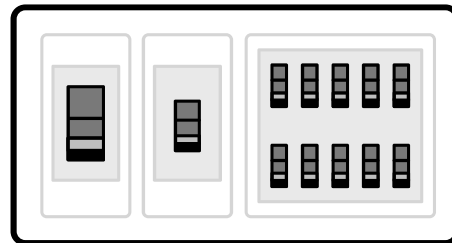


通常、感震ブレーカー設置に要した費用を支払った日から、90日以内に申請をしていただく必要がありますが、

令和8年1月1日(木)から令和8年5月31日(日)までに費用を支払った方も**令和8年9月30日(水)まで**であればご申請いただけます。



令和8年1月1日(木)から令和8年3月31日(火)までにご購入された方

補助対象物品		補助上限額
分電盤タイプ(内蔵型・後付型)		【一括遮断型】 20,000円
簡易タイプ		
コンセントタイプ	一括遮断型	【特定機器遮断型】 7,000円
	特定機器遮断型	

※感震ブレーカーの購入費のみ対象

令和8年4月1日(水)から令和8年5月31日(日)までにご購入された方

補助対象物品	補助上限額
令和8年4月1日(水)以降に購入した方は、工事費も補助対象となります。 詳細はパンフレットをご確認ください。	



**上記の令和8年1月1日(木)から5月31日(日)までに感震ブレーカーを購入された方の
申請期限は9月30日(水)まで**

